

# 訴 状

2021（令和3）年8月13日

東京高等裁判所 御中

〒102-0073

東京都千代田区九段北1-9-5

朝日九段マンション516

おおとり総合法律事務所

電話 03-3263-3520

FAX 03-3263-3590

原告ら訴訟代理人

弁護士 矢 澤 昇 治

原告らは、別紙記載のとおり

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都庁第一本庁舎北側40階

被 告 東京都選挙管理委員会委員長

澤 野 正 明

選挙無効裁決取消等請求事件

訴訟物の価格 金160万円

貼用印紙額 金 1万3000円

## 請求の趣旨

- 1 令和3年2月7日に執行された西東京市長選挙の効力につき，被告が令和3年7月14日にした裁決を取り消す。
  - 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決を求める。

## 請求の原因

## 目次

第1	事実の概要	3
1	西東京市長選挙について	3
2	本件法定ビラ2号の違法性について	3
3	西東京選挙管理委員会への異議申出（甲第26号証）について	7
4	東京都選挙管理委員会（以下、「被告」という。）への審査申立（甲第33号証）について	7
第2	被告の裁決（以下、「本裁決」という。）について	8
1	最判昭和61年2月18日の判決について	8
2	候補者及び選挙運動者による違法行為について	9
3	選挙人全般がその自由な判断を妨げられたこと	10
4	公吏の義務としての刑事告発をすべきだったことについて	11
5	氏名類推について	12
第3	まとめ	15

## 第1 事実の概要

### 1 西東京市長選挙について

- (1) 2021年(令和3年)1月31日告示, 2月7日開票の本件選挙において, 池沢たかし(以下, 「池沢候補」という。), 平井竜一(以下, 「平井候補」という。), 保谷美智夫の3名が立候補した。
- (2) 池沢候補は, 前西東京市副市長であり, 選挙期間において, 「前副市長」という呼称は, 明らかに, 選挙人に対し池沢候補を類推させた。
- (3) 平井候補は, 前逗子市長であり, 選挙期間において, 「逗子」という地名の使用は, 明らかに, 平井候補を類推させた。
- (4) 本件選挙において, 池沢候補の確認団体であった「明日の西東京を創る会」(以下, 「本件確認団体」という。)は, 法定ビラ第1号(以下, 「本件法定1号ビラ」という。)(甲第9号証)及び, 法定ビラ第2号(以下, 「本件法定2号ビラ」という。)(甲第10号証)を作成した。
- (5) 本件確認団体は, 同会作成の両法定ビラを本件選挙管理委員会に届け出, 選挙期間中の最終段階において, 西東京市全域に各戸配布するとともに, 選挙戦最終日の2021年2月6日に朝日新聞等に折り込み配布し, 西東京市の選挙人に対して公にした。
- (6) 2021年2月7日の開票の結果は,

池沢たかし	34,299票
平井竜一	32,785票
保谷美智夫	3,256票

となり, 池沢候補は, 1,514票差で次点の平井候補をかわし当選を果たした。なお, この得票差は投票総数(70,340票)の約2.15%であり, かつ, 選挙人総数(有権者総数168,858)の約0.90%に過ぎず, 僅差であった。

### 2 本件法定ビラ2号の違法性について

本件確認団体が作成した本件法定1号ビラは、「前副市長」すなわち西東京市の前副市長であった池沢候補への投票を促すべく、「新しい市長には前副市長を」と記載され、これまでの選挙の慣習から常識的な法定ビラであったと考えられる。

しかしながら、本件法定ビラ2号は、表面に「逗子での失敗のリベンジは逗子でやってください。ここは西東京市です。」と記載し、裏面には最上部に「これら逗子市に関する記事は、新聞及び公的文書です。」との記載がなされていた。この本件法定2号ビラは、平井候補の逗子市政の失敗を強く印象づける悪しき意図を持って、神奈川新聞等の記事の引用が7つ（原典につき、甲第2号証ないし第8号証）配置され、また、下段には、「西東京市のまちづくりは、西東京市民の手で！共産・左翼に市政を渡すな！！」と記載され、かつ、注意書きとして「※特定候補者の氏名または氏名を類推される事項は公職選挙法で禁じられているため、氏名など一部削除しています。」「※文中の赤字は制作者によるものです。」と記載されていた。

また、裏面に引用された各新聞記事等については、いかに事実をゆがめている違法な内容を記載したビラであるかを、以下に詳述する。甲第10号証で見られるように記事は左右2列で記載されているので、左列上段から下に向けて順次明らかにする。

- (1) 左側1段目は神奈川新聞2018年12月17日の記事（甲第2号証）からの引用であり、2018年12月に行われた逗子市長選挙の直後の記事で、チラシ記載の文言に続けて期日前投票で平井氏に一票を投じた方の発言も記載され、財政危機に関する背景事情などもきちんと説明されている。公正中立に記載されていた記事から、「失敗」を印象付けるべく、意図的な抽出が行われ、事実をゆがめている。
- (2) 左側2段目は日本共産党逗子市議団の機関紙、逗子民報2018年12月号（甲第7号証）からの引用であり、こちらは市政を批判し

たものであることにまちがいはない。しかし、立憲主義のもと三権が分立している以上、市政に対して市議会の議員団が批判をするのは、いわば当たり前で、一般紙と同列に並べることで、印象操作の道具に使ったことは明らかである。

- (3) 左側 3 段目は東京新聞 2017 年 8 月 30 日の記事（甲第 8 号証）からの引用であり、記事を確認すると、タイトルに「本年度と同規模なら「7 億円の財源不足」と記載されていて、引用の中で「(中略)」とされた部分の中身を見れば「本年度並みの収入で同規模の予算を組めば」との記載がある。この記事は本件ビラ記載の日付が誤っていたようで、2017 年 8 月 31 日とあるのは誤りであるが、それは単純な誤りとして、「本年度と同規模なら」あるいは「本年度並みの収入で同規模の予算を組めば」といった前提条件を割愛し、単に「7 億円の財源不足」と記載して、事実をゆがめている。
- (4) 左側 4 段目は、神奈川新聞 2018 年 9 月 4 日の記事（甲第 5 号証）からの引用であり、(中略)とされた部分には「一方で、重度の心身障害者や障害児、ひとり親家庭に対する手当は減額を見送るとした。」と記載されている。予算について、これを残してこれを削るという葛藤がある中で、単に削減された事項だけを抽出することにより事実をゆがめている。
- (5) 右側 1 段目は、朝日新聞 2019 年 4 月 17 日の記事（甲第 3 号証）からの引用であり、全体を読めば逗子市の財政事情が県内の他市と比べて特別ではないことが解説されている。公正中立な紙面から、批判部分だけを意図的に抽出して事実をゆがめている。
- (6) 右側 2 段目は、逗子市ホームページに記載された平成 30 年度施政方針（甲第 4 号証）からの引用であり、ホームページ上に公開されている PDF は 9 頁にわたる。ここから冒頭あいさつの一部分を意図的に切り取って、事実をゆがめている。

(7) 右側 3 段目は、神奈川新聞 2018 年 6 月 3 日の記事（甲第 6 号証）からの引用であり、「市民がつないだ大輪 財政難の逗子で花火大会」というタイトルの記事で、花火の写真が 8 枚も掲載され、市民の力で花火大会を実現できたことを報じる喜ばしい紙面構成となっている。引用の文書だけを読めば、あたかも市政批判のための記事であるような印象を受けることになり、事実をゆがめている。

(8) これらの引用は全体として創作性を有する表現であり、著作物であると考えられること

(1) ないし (7) は、それぞれは引用の文章で出典も明記されており、引用の文言自体が改竄されているわけではないが、明確な意図を持って文言が抽出され、また、「(中略)」として省略され、個々の引用がそれぞれ事実を歪曲していることが見て取れる。そして、これらの引用は全体として創作性を有する表現であり、著作物であると考えられる。著作権法第 12 条は「編集物でその素材の選択又は配列によつて創作性を有するものは、著作物として保護する。」としており、裁判例によれば、「創作性とは、従前見られないような選択又は配列の方法を採るといった高度の創作性を意味するものではなく、素材の選択又は配列に何らかの形で人間の創作活動の成果が顕れていることをもって足りる」(東京高裁平成 10 年 2 月 12 日判決)のである。すなわち、「これら逗子市に関する記事は、新聞及び公的文書です。」として、素材、すなわち新聞又は公的文書を選択し、メモをピンで止めたようなデザインを施し、それぞれの引用の文章から、平井候補による逗子市政について、ことごとく失敗であったかのような印象を与えるための創作活動が行われていることがうかがえる。それは、表面記載の「逗子での失敗」という文言に呼応し、あたかもそれを裏付ける証拠のように、意図的に並べられているのである。そして、本件法定ビラ 2 号は令和 3 年 2 月 4 日に西東京市選挙管理委員会(以下、「市

選管」という。)に届出をし、それ以降、西東京市全域に新聞折込みポスティングなどにより配布されたのである。

すなわち、「本件確認団体」は、「当選を得させない目的をもって公職の候補者」であった平井候補に「関し虚偽の事項を公にし、又は事実をゆがめて公にした」(法235条第2項)ものであり、違法であると断ぜざるをえない。

### 3 西東京選挙管理委員会への異議申出(甲第26号証)について

西東京選挙人有志60名は、本件法定ビラ2号の配布に対し、公職選挙法(以下、「法」という。)202条1項に基づき、市選管に異議を申し出、法205条第1項により、本選挙は、選挙の規定に違反し、選挙の結果に異動を及ぼす虞があることから、無効とすることを求めた。なお、異議の申し出は当初60名で行われ、2名が途中で参加を取りやめ、かつ、別の2名が参加人として申し立てに加わることとなった。本件異議申出は、令和3年2月22日に提起され、市選管によって受理された。同年3月30日、市選管は申し出を棄却する決定(甲第32号証)をした。なお、この間、市選管は本件確認団体に対し、物件提出依頼(甲第24号証)を行ったが、これに対し、本件確認団体は回答しなかった。

### 4 東京都選挙管理委員会(以下、「被告」という。)への審査申立(甲第33号証)について

市選管の異議申出棄却決定を受けて、同年4月21日、西東京市選挙民有志85名は、被告への審査の申立てを提起し、被告はこれを受理した。同年7月14日、被告は、審査の申立てについて、棄却決定(甲第46号証)した。なお、被告は明日の西東京をつくる会に対し、市選管が行ったのと同内容の物件提出依頼を行うと同時に、本件確認団体の代表他役職者及び構成員名簿の提出も求めた。しかるに、明日の西東京を創る会は、役員名簿及び組織図(甲第42号証)についての

み提出に応じた。しかし、原告らが行った提出書類閲覧等の請求（甲第41号証）に対し被告から開示されたものは、いわゆるのり弁であり、不適切な対応がなされている。

## 第2 被告の裁決（以下、「本裁決」という。）について

被告は、審査の申立てを棄却したのであるが、裁決書「3当委員会の判断」に対して、下記の通り反論する。

### 1 最判昭和61年2月18日の判決について

法第205条第1項について被告は、最判昭和61年2月18日の判決を引いて、「選挙の規定に違反すること」をまず定義しているので、この判例から検討することとする。

「選挙の規定に違反すること」とは、

- ①主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は、
- ②直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない。それは、かかる違法行為も多かれ少なかれ選挙の結果に影響する場合が多いであろうが、公職選挙法はその違反者を処罰することによつてこれら規定事項の遵守を期待しているのであつて、その違法行為のために選挙を無効として再選挙を行うことを趣旨とするものではないと解されるからである。もつとも、
- ③かような違法行為でも、そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならないことも考えられないではない」。



被告は、①の検討から始めるのであるが、選挙人の主張と議論の整理が異なり、議論の本質が見えなくなると考えられるため、検討の順番を選挙人の主張の順番に戻して、検討することとする。

本件においては、まず、一義的には③の要件を検討しなければならない。

## 2 候補者及び選挙運動者による違法行為について

第1の2で述べたように、本件法定ビラ2号は、当選を得させない目的をもって公職の候補者（平井候補）に関し虚偽の事項を公にし、又は、事実をゆがめて公にしたものである（法235条第2項）。市選管はおろか、被告も、本件法定ビラ2号の違法性に対し、何ら評価を与えていない。被告は、市選管は事前にも事後にも、法定ビラの違法性を審査する実質的審査権が与えられていないと述べる（7月14日、選挙管理委員会での発言）。しかしながら、判例③の要件を確認するためには、かような違法行為、すなわち、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為について、判断を避けることはできないはずである。7月14日の東京都選挙管理委員会において、白井祐一委員からの質問に対し選挙課長は、事前にも事後にも、本件法定ビラ2号に違法性があるかないかの実質的審査権が与えられていないと回答しているが、問題の本質から逃げるための詭弁としか思われなない。選挙管理委員会が事前にも事後にも、本件法定ビラ2号に違法性があるかないかの実質的審査権を有しないとすれば、そもそも選挙管理委員会の存在意義・価値が無いということである。

本件法定ビラに関し、内容に関する事前審査は検閲につながる恐れがあり行えないことについて、原告らは市選管に提出した書面「令和3年2月7日 西東京選挙の効力に関する異議申し立て」の4頁、3行目以下でその旨を記載し、理解を示している。しかしながら、実際問題として、選挙管理委員会の通常の業務の流れとして、事後審査とい

うことが組み込まれていないとしても、本件のような異議の申し出がなされたことを契機として、選挙管理委員会として、本件法定ビラ2号について、何らの判断をなし見解を示そうとしないことは本来行うべき義務を懈怠していると考えざるを得ず、違法といわざるをえない。

本件法定ビラ2号は、虚偽事項公表罪に抵触し違法であり、その違法は、候補者及び選挙運動者が共謀して行った不法行為であり、その行為のために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合に当たるか否かの検討が必要となる。

### 3 選挙人全般がその自由な判断を妨げられたこと

被告は、裁決書、第2の3(2)イにおいて、明日の西東京を作る会が、本件法定2号ビラの印刷枚数、頒布方法ごとの頒布枚数についての回答がなされなかったとし、新聞折込みにつき、広告代理店から、37,750枚との回答を得たとしている。令和3年2月1日現在の西東京市の世帯数は100,213世帯であり、内外国人世帯が3,132世帯であるから、97,081世帯が選挙当日の有権者の世帯数と考えられ、実に有権者の38.89%に及ぶ世帯に新聞折込みによる本件法定2号ビラが配布されたことになる。一般に、新聞購読者は社会に対する関心が購読していない層よりも高いと考えられ、選挙に関する関心も高いと考えられる。そして、新聞に折り込まれた37,750枚という数は、投票総数(70,340票)の53.67%であり、選挙人総数(168,858)の22.36%なのである。第1の1(7)で示したように、池沢候補と平井候補の得票差が1,514票の僅差(投票総数の約2.15%であり、かつ、選挙人総数の約0.90%)であることをどのように考えるべきか、裁判所の公正な判断を仰ぎたい。しかも、この数字は、新聞折込みとは別に、大規模に行われていることが明らかなポスティングの数をなんらカウントしていない

数なのである。

しかるに、被告は、「選挙人のうち具体的に何人が本件法定ビラに接したことにより投票先を変更したかを確認することは不可能であり」と述べているが、本件異議の申し出は、当選無効の申出（法206条）ではなく、選挙無効の申出（法202条）であり、実際に確認することが不可能であるからこそ、選挙の効力に関する異議を申し立てているのである。しかも、選挙人が様々な場面で情報を得て投票行動を決定するのは当然のことであって、本件ビラからの情報のみによって投票行動を決定するとは合理的に認められないというのは、選挙のやり直しを認めた裁判例の記載から引用、あるいは着想されたのではないかと思われる。「選挙において、選挙人が候補者の選択、投票意思の決定をする要因は、各人各様で、候補者の人格、識見、手腕、経歴、縁故など個人的関係を重視する者もあれば、候補者の所属する政党その他の団体を重視する者もあり、また、選挙の種類、候補者の顔ぶれ、選挙運動、政治活動の状況、社会情勢等によっても異なるものであるから、〈中略〉選挙の結果に異動を及ぼす虞がないとすることはできない」（高松高裁判昭和56年8月10日）。また、同裁判例は「選挙の結果に異動を及ぼす虞があるかどうかは、もしあらためて選挙を行ったとすれば、現に生じている選挙の結果を異なるものを生じる可能性があるかどうかを検討して決すべきものであり、その可能性があれば、かならずしも選挙の結果に異動を及ぼすことが確実であることを要せず、明らかに選挙の結果に異動を及ぼす虞がないと認められない限り、選挙の結果に異動を及ぼす虞があるものといわなければならない。」としていることに留意しなければならない。

#### 4 公吏の義務としての刑事告発をすべきだったことについて

1で述べたこととも関連するが、市選管は本件法定ビラ2号の違法性について何ら判断することなく、選挙の無効を認めなかったもので

ある。その際、本件法定ビラ2号にかかる違法は、「選挙の規定に違反するものではない」とし、③の要件にも当てはまらないとしたのであるから、その場合は、当該判例が指摘するように、「罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない。それは、かかる違法行為も多かれ少なかれ選挙の結果に影響する場合が多いであろうが、公職選挙法はその違反者を処罰することによってこれら規定事項の遵守を期待している」のであるから、公吏の義務としての告発（刑事訴訟法第239条第2項）を行わなければならないはずである。被告は、「告発すべきか否かについては市委員会が個別具体的に判断することであり、当委員会での是非を判断することはできない。」としている。しかし、論外の判断である。

本件において被告がなすべきことは、市選管に対する評価ではなく、「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。」（刑事訴訟法第239条第2項）のであるから、被告としての告発である。市選管につづき、被告もこの告発義務を懈怠していると言わざるを得ない。

## 5 氏名類推について

原告らは、本件法定ビラ2号について、形式的な要件の確認のみで足りるという市選管の決定を受けて、審査の申立てに際し、改めて主張したのであるが、「前市長」が池沢候補を、「逗子」と言う文言が平井候補を彷彿させることにつき、被告は『逐条解説公職選挙法（下）』安田充・荒川敦編（ぎょうせい、2009）1531頁を引用しているが、途中、意図的な中略がなされている上に、不正確である。

引用部分について、被告による中略部分を下線付き太字に、また、余事記載について下線付き太字斜体として、以下に記載する。

「その氏名が類推されるような事項」とは、氏又は名、職名、通称あるいは何某後援会等、周囲の状況から客観的にその氏名が類推され

るような事項と解せられるが、具体的認定は個々の事実在即して行うよりほかない。例えば、甲山乙夫という候補者がいる場合、甲山後援会、甲山総裁、甲山株式会社社長等と記載するのは、本条の禁止に該当するが、政談演説会を告知するポスターあるいは政談演説会場で使用する立札、看板等に弁士としてまた氏又は名を明示せず「〇〇党総裁」「〇〇県支部長」等肩書程度を記載することは、場合により、許されるものと解する。

上記の通り、被告は、本件法定ビラ2号でなされたような事実をゆがめた意図的な抽出を行っているとは指摘せざるを得ないのであるが、これに続けて、被告は、「すなわち、氏名類推事項とは、一般的には候補者の氏名が直接含まれている場合に該当するものと解する。」と記載しており、まさに強弁と言わざるを得ない主張を行っているのである。

なお、同書の1835頁には、法235条（虚偽事項公表罪）について記載されているが、末尾に「四 第二項の当選を得させないための虚偽事項公表罪及び事実歪曲公表罪を犯した者は、四年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処せられる。当選を得させない目的をもってする虚偽事項公表の態様が次第に悪質化し、言論の暴力として選挙の自由妨害罪に匹敵するほどになっていた実状等も考慮され、選挙の自由妨害罪と同様のものとなっている。」との記載がある。とすると、「逗子での失敗のリベンジは逗子でやってください。」というような文言によって、平井候補を彷彿させることについて、「前市長」と同じような役職名であるとして、形式的な要件としての「氏名が類推されるような事項を記載したものを使用することはできない」（法201条の9第2項が引用する法201条の6第2項）に該当しないとすることはできないと云わざるをえない。

職権濫用による選挙の自由妨害罪（法226条）は、「選挙に関し、〈中略〉選挙管理委員会の委員若しくは職員〈中略〉が故意にその職務

の執行を怠り〈中略〉その職権を濫用して選挙の自由を妨害したときは、四年以下の禁錮に処する。」としているのであるから、ある一定の結論を導き出すために、公職選挙法について信頼のおける文献について、記載事項をゆがめるような形で引用することは、犯罪に等しいと言わざるを得ない。

加えて、被告は、市選管も同様であるが、選挙のやり直しを認めないことを前提に据えて、議論を組み立てていると考えられる。実際に何が行われ、それが公正な選挙の実現にどのような影響を与えたかをまず一義的に考えなければならないのに、それを意図的に回避しているのである。原告である西東京市の選挙人らは、本件法定2号ビラによって、西東京市の選挙の公正が蔑ろにされ、自分たちの住む町の名譽が穢されたと感じたからこそ、選挙の無効を申し出たのである。

市選管も被告も、公正な判断を避けて、終始詭弁を弄するのであれば、犯罪者を一人作って首長を勝ち得るといような発想で選挙運動が行われることを防ぐことは到底不可能であろう。市選管及び被告に対し、法の目的が謳う「この法律は、日本国憲法の精神に則り、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を公選する選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によつて公明且つ適正に行われることを確保し、もつて民主政治の健全な発達を期することを目的とする。」（法1条）を、今一度噛みしめて欲しいと思う。公職選挙法がなんのためにあり、また、選挙管理委員会がその職員も含めて、何のために存在しているのか。彼らは、わたしたち市民のためにこそ、存在しているはずなのである。

ところで、自治省要件事例によれば、法定ビラ届出の際に氏名類推事項があった場合、公選法の規定に違反する旨を伝えるが届出を拒否することはできないので、確認団体が届出意思を撤回しないかぎり届出を受け受理せざるを得ないと、7月14日の委員会で報告されて

いるが、これは選挙管理委員会が何もしなくていいということではなく、公選法の規定に違反する旨を伝える義務があると考えらるべきである。確認団体に対し、公選法の規定に違反する旨を何ら伝えることすらせず、市選管・被告が公選法の求める義務を果たしたと言うことはできないと考える

以上が、請求の趣旨である「令和3年2月7日に執行された西東京市長選挙の効力につき、被告が令和3年7月14日にした判決を取り消す」ことを求める原因である。

### 第3 まとめ

令和3年2月7日執行の西東京市長選挙は、選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じており、選挙の自由公正が失われたものであるから、無効である。また、被告には、市選管がその職務執行を怠って、法定ビラの届出に対し、明日の西東京を創る会に対し事前に何らの助言も行わず、かつ、事後的にも何ら違法の判断を行わなかったことについて指摘すべきであるのに、助長するがごとき判断をなした違法がある。

加えて、被告は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならぬにも関わらず、告発していない違法がある。そして、被告は、『逐条解説公職選挙法』(下)』(安田充・荒川敦編(ぎょうせい、2009)1531頁を都合のいいように事実をゆがめて引用している違法がある。よって、原告らは、令和3年2月7日に執行された西東京市長選挙の効力につき、被告が令和3年7月14日にした判決の取り消しを求めるものである。

以上